

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成30年2月23日（平成30年（行情）諮問第118号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（行情）答申第121号）

事件名：特定市が提出した特定物件に係る違反建築物等処理簿の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「違法行為等に関する情報の提供について（平成29年6月16日付け特定文書番号A特定市長発，国土交通大臣宛て文書一式）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年8月21日付け国部整総情第2387号により，中部地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その決定を取り消し，本件対象文書のうち「違反建築物等処理簿」を開示するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

##### ア 法5条1号は適用範囲外

処分庁は，不開示理由として法5条1号（個人に関する情報）を挙げているが，同号は，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」と明記しており，本件建築物（飲食店店舗）に関する情報や設計者の氏名等は，「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であり同号の適用範囲外である。（確認申請書等において，その用途が飲食店であることが記載されている。）

建築主や設計者の氏名等については，工事現場の見やすい場所に表示されている内容であること（建築基準法89条1項），建築計画概要書が誰にでも閲覧が可能であることから（同法93条の2），既に公開されているに近いといえるものであり，法5条1号（個人に関する情報）に定める不開示情報には該当しない。

##### イ 事業者情報として公開すべき理由について

本件建築物は、建築基準法 23 条（防火構造）、建築基準法施行令 38 条（基礎構造）等に違反する複数の工事が行われていること、その用途が不特定多数の者が利用する建築物であることを考えると、本件建築物の法令違反を知られない利益は、「正当な利益」ではない。また、建築主（審査請求人）は、当該設計事務所・工事施工者がこのような違法行為を行ったことについて公開されることを望んでいる。

ウ 法 5 条 6 号は適用範囲外

処分庁は、不開示理由として法 5 条 6 号を挙げているが（非違行為の発覚に至った経緯や発覚後の具体的な対応の内容に関する情報が公になると、懲戒処分を免れる行為が容易になる。）、特定市がとった対応は、「建物所有者から通報を受けたことによる建物への立入調査、関係者への報告聴取、建物所有者に是正計画書の提出を求める」といった一般的なもので、このような対応の経緯が明らかになったとしても、懲戒処分を免れる行為が容易になることはなく、建築行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。（行政機関が違反建築物を把握した場合の対応については、国土交通省の通達文書（平成 18 年 5 月 11 日付け国住指第 541 号、違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（以下「平成 18 年通知」という。））や各行政機関の違反建築物処理要綱等で具体的な対応方法が公開されている。業者は、一般的な行政の対応方法については了知している。）

(2) 意見書

ア 法 5 条 1 号は適用範囲外

諮問庁は、不開示理由として法 5 条 1 号（個人に関する情報）を挙げているが、審査請求書にも記載したとおり、同号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」と明記しており、本件建築物（飲食店店舗）に関する情報は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であり同号の適用範囲外である。

イ 事業者情報として公開すべき理由について

(ア) 建築基準法 1 条には、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」と規定されているが、本件建築物は、同法に定める最低の基準に満たない設計・施工が行われており、特定市からは是正指導を受けている。本件建築物の設計者・工事監理者・工事施工者が、国民の生命、健康及び財産を脅かしかねない行為を行っていることは明らかである。

(イ) 本件建築物は不特定多数の者が利用する飲食店であるが、特定市の判断によれば、建築基準法 23 条（防火構造）、建築基準法施行

令38条（基礎構造）等の複数の規定に違反する工事が行われている。仮に違反事項が是正されない状況で火災等の災害が発生したとすれば、建物の利用者だけでなく、隣家住人の生命、財産等を害するおそれもある。本件建築物での違法行為を知られない利益は、「正当な利益」ではない。

以上により、諮問庁が説明している法5条1号には該当しないため、本件対象文書の開示を求めます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、「平成29年に特定市から国土交通省中部地方整備局に提出された、特定地番所在の請求者所有の建物に係る報告書及び同報告書添付の書類・図面・写真一式（特定市から情報提供された書類の全て）」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、平成29年8月21日付け国部整総情第2387号において一部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対し、原処分の取消しを求めるとともに、原処分において一部開示決定を行った文書の一部である「違反建築物等処理簿」を開示するよう求めて、本件審査請求を提起したものである。

#### 2 審査請求人の主張について

##### (1) 法5条1号は適用範囲外

特定地番所在の請求者所有の建物（以下「本件建築物」という。）（飲食店店舗）に関する情報や設計者の氏名等は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、法5条1号の適用範囲外である。

建築主や設計者の氏名等については、建築計画概要書が誰にでも閲覧が可能であること等から、既に公開されているに近いといえるものであり、同号に定める不開示情報には該当しない。

##### (2) 事業者情報として公開すべき理由について

本件建築物は、建築基準法に違反する複数の工事が行われていること、その用途が不特定多数の者が利用する建築物であることを考えると、本件建築物の法令違反を知られない利益は、「正当な利益」ではない。また、建築主（審査請求人）は、当該設計事務所・工事施工者がこのような違法行為を行ったことについて公開されることを望んでいる。

##### (3) 法5条6号は適用範囲外

特定市がとった対応は、「建物所有者から通報を受けたことによる建物への立入調査、関係者への報告聴取、建物所有者に是正計画書の提出

を求める」といった一般的なもので、このような対応の経緯が明らかになったとしても、懲戒処分を免れる行為が容易になることはなく、法5条6号に定める不開示情報には該当しない。

### 3 原処分において一部開示決定を行った文書について

違法行為等に関する情報の提供について（平成26年6月16日付け特定文書番号A）

平成18年通知に基づき、特定行政庁である特定市長が、本件建築物が違反建築物であること等について、国土交通大臣（中部地方整備局受）あてに情報提供した文書。

#### 添付資料①：建築計画概要書等

本件建築物の建築主、設計者、建築物及びその敷地に関する事項等を記載した「建築計画概要書」並びに建築確認及び完了検査の済証番号及び交付年月日等を記載した「建築基準法令による処分等の概要書」である。

#### 添付資料②：違反建築物等処理簿

特定市が違反の疑いがある建築物の情報を得た場合に作成しているものであり、違反又はその疑いのある建築物の概要及び処理経過等が記載されている。

#### 添付資料③：建築基準法12条5項に基づく報告書

建築基準法12条5項に基づき、特定年月日A付けで本件建築物の設計者及び工事監理者である者が特定市に提出した報告書並びに特定年月日B付けで本件建築物の建築主の代理者及び工事監理者である者が特定市に提出した報告書である。

#### 添付資料④：「特定地番の建物の違反行為について（回答）」

本件建築物の違反行為に対する指摘について、特定年月日C付けで特定市が建築主宛てに回答したものである。

#### 添付資料⑤：「是正計画書の提出について（依頼）」（特定年月日C付け特定文書番号B）、（特定年月日D付け特定文書番号C）、（特定年月日E付け特定文書番号D）及び（特定年月日F付け特定文書番号E）

これらの4文書はいずれも、特定行政庁である特定市長が、本件建築物の建築主に対し、建築基準法違反の内容を伝え、それらの違反内容の具体的な是正方法や工程などの提出を依頼した文書である。

なお、法5条1号の規定に基づき、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるも

の、若しくは、同条6号の規定に基づき、公にすることにより、建築行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する部分については、不開示としている。

#### 4 本件審査請求の対象文書について

本件審査請求の対象文書は、原処分において一部開示決定を行った「違法行為等に関する情報の提供について」のうち、添付資料②の「違反建築物等処理簿」である。

#### 5 原処分に対する諮問庁の考え方について

「違法行為に関する情報の提供について」と題する一連の文書は、特定行政庁である特定市長が、本件建築物が違反建築物であることについて、国土交通大臣（中部地方整備局受）に対し報告したものであり、文書の存在そのものが本件建築物が違反建築物であることを示すものである。

本件建築物に係る建築主の氏名、住所等の個人に関する情報については、建築基準法93条の2の規定により閲覧に供されている建築計画概要書において公にされているものであるが、本件建築物が違反建築物であることについては、諮問庁が改めて特定市に確認したところ、公にされておらず、また公にすることも予定されていないことから、法5条1号ただし書イに該当する事情が存せず、同様に、諮問庁が改めて特定市に確認したところ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しないことから、本件建築物が違反建築物であることは不開示情報である。

したがって、当該文書の存否を答えることは、法5条1号に規定する不開示情報を開示することになるため、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであった。

しかしながら、処分庁は原処分において一部開示決定を行っており、本件存否情報を既に明らかにした状態となっているため、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意義は乏しいことから、本件対象文書の一部を不開示とした原処分は結論において妥当である。

#### 6 結論

以上から、本件対象文書の一部を不開示とした原処分については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に規定する不開示情報に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであると認められることから、原処分は結論において妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年2月23日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月12日    | 審議            |
| ④ 同月26日      | 審査請求人から意見書を收受 |

⑤ 同年5月21日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年6月11日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、「平成29年に特定市から国土交通省中部地方整備局に提出された、特定地番所在の請求者所有の建物に係る報告書及び同報告書添付の書類・図面・写真一式（特定市から情報提供された書類の全て）」

（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、「違法行為等に関する情報の提供について（平成29年6月16日付け特定文書番号A特定市長発，国土交通大臣宛て文書一式）」（本件対象文書）を特定し，その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し審査請求人は，原処分を取り消し，不開示とされた部分のうち「違反建築物等処理簿」を開示するよう求めている。

これに対し，諮問庁は，本件対象文書の存否を答えることは，法5条1号に規定する不開示情報を開示することになるため，法8条の規定によりその存否を明らかにしないで，本件開示請求を拒否すべきであったことから，原処分は結論において妥当であるとしている。

そこで，以下，諮問庁が存否応答拒否すべきであったとしていることについて検討する。

### 2 諮問庁が存否応答拒否すべきであったとしていることについて

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，存否応答拒否すべきであったと考える理由について改めて確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書は，審査請求人所有の本件建築物について特定市から国土交通省中部地方整備局に提出された報告書等であるところ，本件請求文書に該当する文書は，処分庁が特定した本件対象文書のみである。本件対象文書は，違法行為等に関する情報を把握した際の情報提供を求めた平成18年通知に基づき，特定行政庁である特定市長が国土交通大臣に対し，本件建築物が違反建築物であること等について情報提供した文書であり，同通知に基づく情報提供以外に，特定市長から国土交通大臣に対し，特定の建築物に関する報告等を行うことはない。したがって，本件開示請求の対象となる文書の存否を答えることは，審査請求人所有の本件建築物が違反建築物であるという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

イ 本件存否情報は，法5条1号の個人に関する情報であり，特定市に確認したところ，当該情報については，公にしておらず，公にする予定もないとのことである。また，国土交通省が特定行政庁から違反事

実の報告を受けた場合、同一の建築主、設計者等が多数の違法行為を繰り返すなど著しく危険若しくは悪質であり、かつ、極めて社会的影響が大きい違反行為であると認めるときは、特定行政庁と調整した上で公表することとしているが、本件建築物の違反事実は、公表事案に該当せず、国土交通省においても、公表の予定はない。そうすると、本件存否情報は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるので、法8条の規定により存否応答拒否すべきであったと考える。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明を踏まえ検討する。

本件開示請求は、審査請求人所有の本件建築物について特定市から国土交通省中部地方整備局に提出された報告書等(本件請求文書)の開示を求めるものであるところ、特定の建築物について特定市から国土交通省に報告等を行うのは、平成18年通知に基づき、特定行政庁から国土交通大臣に対し、違法行為等に関する情報を提供する場合であって、それ以外に報告等を行うことはないから、本件請求文書に該当する文書は同通知に基づき情報を提供する文書のみである旨の上記諮問庁の説明を覆すに足る事情は見当たらない。

そうすると、本件開示請求の対象となる文書の存否を明らかにすることは、審査請求人所有の本件建築物が違反建築物であるという事実の有無(本件存否情報)を明らかにすることになる旨の上記諮問庁の説明を否定できない。

(3) そこで、本件存否情報の不開示情報該当性を検討する。

ア 本件存否情報は、審査請求人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

次に、上記諮問庁の説明によると、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報に該当するとは認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

イ 審査請求人は、本件建築物の用途は飲食店であるから、審査請求人所有の本件建築物に係る情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報である旨主張している。個人が建築物を所有するという情報は、その建築物が事業用であったとしても、通常は個人に関する情報と解されるが、審査請求人の主張に鑑み、念のため、本件存否情報の法5条2号イ該当性について検討する。

事業用の店舗が違反建築物であるという情報は、一般的に事業者に

とって不利益な情報であるといえる上、上記諮問庁の説明によると、本件建築物の違反事実は公表されていないとのことであるから、本件存否情報は、公にすることにより、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当すると認められる。

- (4) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号又は2号イの不開示情報を開示することとなるため、本来は、法8条により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかしながら、処分庁は、原処分において本件対象文書が存在することを明らかにしており、改めて原処分を取り消して法8条を適用する意味はなく、原処分は、結論において妥当であるといわざるを得ない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同条1号又は2号イに該当すると認められるので、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司